

第3号議案

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月24日 提出

豊後大野市長 橋本祐輔

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第 9 条第 2 項中「を承認されている」を「又は同条例第 16 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市職員の育児休業等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間は、改正後の条例第 2 条の 2 中「第 6 条の 4 第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 2 項」と、「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの」とする。